## 相談支援従事者等研修に係る実施体制等の見直しについて

#### 1 要旨

相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修(以下「相談支援従事者等研修」という。)について、令和6年度から委託契約の締結方法、実施・運営方法等を見直す。

#### 2 理由

相談支援従事者等研修は、平成 18 年の障害者自立支援法(現「障害者総合支援法」。以下「法」という。)の施行にあわせ実施されており、本県では自立支援協議会の相談支援・研修部会、ワーキング会議、並びに障害者地域生活支援体制推進事業のアドバイザー連絡会議で研修内容を検討するなど、多大な時間、労力をかけてこの研修を実施してきた。

しかしながら、研修開始から 20 年近く経過し、研修運営に係るノウハウを蓄積しており、また、国において標準的カリキュラムが示されており、詳細な検討を行わなくとも、安定的、継続的な研修運営が可能な状況となっており、研修の企画、運営の効率化、簡素化を図る方向で見直すものとした。

#### 3 見直しの内容等

## (1) 委託契約の締結方法

内容	「公募型プロポーザル方式による随意契約」から「総合評価一般競争入札」に
	改める。
理由	県においては、「公募型プロポーザル方式に係る実施要綱」により、公募型プロ
	ポーザル方式を実施する場合は、次の全ての要件を満たす必要があるものとして
	いる。
	① 高度な知識、専門的な技術や創造性、構想力を必要とすること。
	② 事業者からの提案に基づく事業内容(仕様)とする方が優れた成果が期待
	できること。
	③ 契約目的を達成するための複数の手段が想定され、様々な提案が期待でき  
	しること。
	準として実施されるため、上記要件の①~③を満たすとは言い難い。
m	
効果	・「総合評価一般競争入札」では、価格だけでなく、事業者の提案の質も評価項目
	に加えることができるため、提案内容の評価と価格の評価をバランスよく組み
	合わせ、事業者を選定できる。 ・公募型プロポーザルに比べ、比較的短期間で契約を締結できる。
	・公券空ノロが一りルに比べ、比較的短期间で突割を掃稿できる。
その他	・入札の結果受託事業者が現在から変更になった場合においても、円滑に業務が
	遂行できるよう、必要事項を仕様書等に盛り込むとともに、受託事業者と密に
	連携し、確実かつ効果的な運営を行う。
	・講師やファシリテーターの確保については、これまで講師を務められた方々の
	状況を踏まえ、選定に係る水準を仕様書等で定める。

## (2) 委託業務の内容

内容	委託業務に次の内容を追加する。 ・講師選定・講師との調整(資料作成を含む)・演習ファシリテーターの確保・相談支援従事者研修の実習受入れ先の確保
理由	相談支援従事者等研修を委託しているにも関わらず、上記の追加内容について
	は県が実施しており、委託による県業務の効率化、削減が十分に図られていない。
効果	・相談支援従事者等研修の事業を一元的に実施することで、運営の効率化が図れ
	る。
	・県職員の業務負担を軽減できる。

# (3) ワーキング会議

内容	ワーキング会議で所掌している「障害者相談支援従事者等の人材育成の方策に 関すること」については、相談支援・研修部会に集約し、ワーキング会議は廃止 する。
理由	研修内容について、国の標準的カリキュラムが示されており、またこれまで積み上げた実績、経験があるため、ワーキング会議を複数回開催して詳細な検討を要する状況ではないため。
効果等	複数の会議を統合することにより、効率的、合理的な会議の開催、運営が可能。
その他	相談支援・研修部会の委員に、研修に協力いただいている障害福祉関係団体からの委員を加え、研修について協議できる体制を整備する。

# (4) アドバイザー連絡会議

内容	市町における相談支援体制の整備に関することへの助言、指導等に限定し、県 への障害者相談支援従事者等の人材育成の方策に関することの遂行に関する助 言、指導は行わないこととする。
理由	障害者総合支援法が改正され、令和6年度から、市町に基幹相談支援センター 及び地域生活支援拠点の整備が努力義務となるため、市町への支援を更に強化す る必要がある。
効果	アドバイザーが市町の支援に専任できる。

# 4 その他

来年度からの新たな研修運営体制による研修について、今年度までの実施体制との比較評価などによる検証を行い、より効果的な運営を検討していく。